

○経済産業省告示第六十四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）第十八条及び第九十三条第二項の規定に基づき、及び同規則を実施するため、平成八年通商産業省告示第四百四十五号（基準器検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める非自動はかり等について）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣 宮沢 洋一

（都道府県知事及び日本電気計器検定所が行う基準器検査に用いる基準器）

第一条 基準器検査規則（以下「規則」という。）第十八条表の一に規定する経済産業大臣が別に定める非自動はかりは、日本工業規格B七六一―二附属書J Cによる。

（器差の検査に使用する特定標準器等又は基準器）

第二条 規則第九十三条第二項に規定する経済産業大臣が別に定める方法は、日本工業規格B七六一―二

附属書J Cによる分銅又ははかりを用いて行う方法であつて、基準器検査を行う都道府県知事が国立研究開発法人産業技術総合研究所にその実施に係る具体的細則を通知し、その内容について承認を得たものとする。

○基準器検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める非自動はかり等について（平成八年通商産業省告示第四百十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県知事及び日本電気計器検定所が行う基準器検査に用いる基準器）</p> <p>第一条 基準器検査規則（以下「規則」という。）第十八条表の一に規定する経済産業大臣が別に定める非自動はかりは、日本工業規格B七六一―二附属書JCによる。</p> <p>（器差の検査に使用する特定標準器等又は基準器）</p> <p>第二条 規則第九十三条第二項に規定する経済産業大臣が別に定める方法は、日本工業規格B七六一―二附属書JCによる分銅又ははかりを用いて行う方法であつて、基準器検査を行う都道府県知事が国立研究開発法人産業技術総合研究所にその実施に係る具体的細則を通知し、その内容について承認を得たものとする。</p>	<p>（都道府県知事及び日本電気計器検定所が行う基準器検査に用いる基準器）</p> <p>第一条 基準器検査規則（以下「規則」という。）第十八条表の一及び次条に規定する経済産業大臣が別に定める非自動はかりは、特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号（<u>第三百三十一条から第三百三十三条まで及び第八十二条に規定する基準を満たすものであつて、読取限度（デジタル表示機構を有するものにあつては目量（補助表示機構を有するものにあつてはその目量）、アナログ指示機構を有するものにあつては目量の十分の一又は感量の十分の一）が基準器検査を行う分銅の基準器公差の五分の一以下のものとする。ただし、目量又は感量が十ミリグラム未満の非自動はかりにあつては、特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）<u>第三百三十一条から第三百三十三条まで及び第八十二条に規定する基準は適用しないものとする。</u>）</u></p> <p>（器差の検査に使用する特定標準器等又は基準器）</p> <p>第二条 規則第九十三条第二項に規定する経済産業大臣が別に定める方法は、基準分銅、上位の実用基準分銅又は法第四百四十四条第一項の認定事業者が特定基準器による校正等をされた計量器を用いて定期的に校正を行った計量器及び基準はかり又は経済産業大臣が別に定める非自動はかりを用いて行う方法であつて、基準器検査を行う都道府県知事が独立行政法人産業技術総</p>

合研究所にその実施に係る具体的細則を通知し、その内容について承認を得たものとする。